

別表第2(第4条、第5条関係)

事業実施区域	事業内容	要件	交付対象経費	助成限度額
(1) 中心市街地の商業地域のうち別に定める区域に面する1階の店舗(2階以上において当該事業と同一事業を営むものを含む。)	空き店舗等へ出店し、新規事業を営むこと。	<p>開店(業)後3年以上当該出店店舗で営業を継続しようとするものであること。</p> <p>従業員が当該出店店舗に常駐し、業務を行うものと市長が認めるものであること。</p> <p>店舗において業務を行う日が週に5日以上であること。</p> <p>店舗において業務を行う時間が午前9時から午後6時までの間において4時間以上であること。</p>	<p>事業の継続に係る経費(賃貸借料、水道光熱費、機器リース料、広告宣伝費等) (交付対象期間は、36月以内)</p>	50万円/年
(2) 上記(1)以外の区域	新規事業を営むこと。	<p>開店(業)後3年以上当該出店店舗(1)で営業を継続しようとするものであること。</p>		25万円/年

備考

- 1 助成金の対象となる空き店舗等は、助成金の申請時において空き店舗等が活用されなくなってから3箇月を経過しているものとする。
- 2 空き店舗等が親族(3親等以内の者に限る。)からの承継であるときは、助成金の対象としない。
- 3 商業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。